

姫路市路線バスに表示する広告物に関するガイドライン

【考え方】

このガイドラインは、いわゆるラッピングバスの色彩、レイアウトについての指針を示すものであるが、広告物のデザインはそれらが関連しているため、すべてを指針に示すことは困難である一方、指針をすべて満たすことが必ずしもよい広告物であるとは限らない。このガイドラインは、複数の人で構成される審査会で審査されることを前提として、基本的な考え方を示すもので、ここに掲げる指針をすべて満たすことを求めるものではない。

また、このガイドラインを参考にバス事業者が自主的に審査基準を策定し、より良好な景観形成に資することを期待するものである。

【指針】

姫路市では、すぐれた都市景観が市民にとってかけがえのない共有財産であることに鑑み、歴史的資産、美しい自然と都市が調和した未来につながる姫路らしい都市景観の形成のために様々な取組を進めている。屋外広告物もこのような景観形成の重要な要素と位置づけ、その色彩、意匠等について、地域の景観と調和したものとするとしている。

ラッピングバスについても、その路線にあたる地域にあっては相当量の広告物が通過することになり、また、姫路市の特性から、市内を運行するバスの多くは姫路城周辺を通行するため、地域の景観に大きな影響を及ぼすことから、地域景観との調和について格別に配慮すべきである。

【一般事項】

車体利用広告物は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1)交通の安全を阻害するおそれがないものであること。
- (2)都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (3)公序良俗に反するものでないこと。
- (4)基調となる色は、淡い色彩を基本とし、けばけばしくならないようにすること。

【個別事項】

車体利用広告物は、その広告物の色彩、模様その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、これを掲載しない。

(1)安全上からの禁止事項

- (ア)発光、蛍光、反射効果を有する材料、その他これらに類するものを使用するもの
- (イ)車体の窓又はドア等のガラス部分に表示されているもの。
- (ウ)デザイン構成がストーリー性のあるもの又は長い文章が含まれるもの
- (エ)乗合自動車の場合は、後部の色がテールランプの色と紛らわしいもの
- (オ)信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

- (カ)車体の排気口やスピーカー口をラッピングでふさぐもの
- (キ)後面に顔写真が表示されているもの。側面への顔写真の表示にあつては、ドライバーの注意を著しく引くもの。
- (ク)後面に幾何学模様等が表示されているもの。側面への幾何学模様等の表示にあつてはドライバーの注意を著しく引くもの。

(2)都市景観からの禁止事項

- (ア)デザインが文字中心のもの
- (イ)車体面積とのバランスを欠くような著しく大きなロゴ又はデザインとなるなど、表現がどぎついもの
- (ウ)会社名、商品名を連呼するなど表現がくどいもの
- (エ)地色に派手な原色及び黒色又は暗い色調を使用するもの
- (オ)広告の表示が禁止されている部分の車体色と著しく不調和なもの
- (カ)デザインが車体の窓又はドア等のガラス部分にかかるなどして著しく大きく表示されるもの

(3)公衆への配慮

- (ア)性を意識させるようなデザインのもの
- (イ)身体の一部をことさら強調するもの
- (ウ)表現が不正確で誤認されるおそれのあるもの
- (エ)その他公衆に不快感または恐怖感を与えるもの

(4)その他

- (ア)広告に文字を用いる場合、文字情報は過密とならないよう必要最小限に留め、車窓上部には文字情報を表示しないこと
- (イ)文字や商品等の表示部分は配置に留意し、表示面積が過大とならないようにすること。

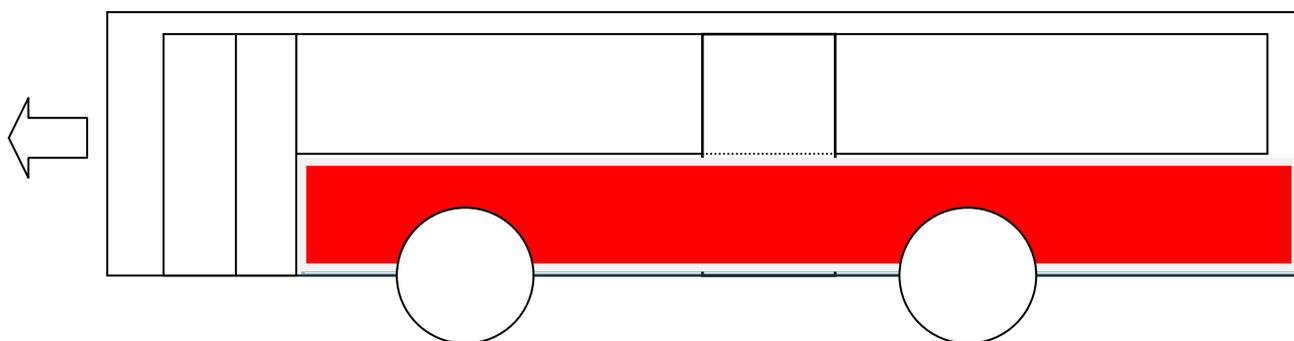
【特別事項】

姫路市都市景観条例に基づく景観形成地区に隣接する路線を走行する場合は、その地域の特性を理解し、景観との調和に一層配慮すること。

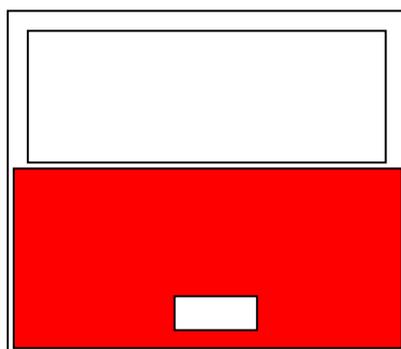
【その他注意事項】

- (1)乗降口扉等の業務用各表示の位置及び大きさ等については、原則として、ラッピングの貼付の上現状位置に同色・同サイズの表示を貼りつけ、従来の表示と紛らわしくならないようにすること。
- (2)具体的なデザインの制作にあたっては、「ラッピングバス審査基準」に基づき行うこと。ただし、「ラッピングバス審査基準」はラッピングバスのデザインについての基本的な考え方を示したもので、許可にあたっては、個々の案にもとづき審査を行う。

(側面)



(後面)



■ ……文字・イラスト等の掲出可能範囲。ただし後面については顔写真、幾何学模様等は不可。